

発令回数		発令年月日	叙 勲 の み		叙 位 と 叙 勲		叙 位 の み		計	累 計
叙 勲	叙 位		陸 軍	海 軍	陸 軍	海 軍	陸 軍	海 軍		
71	40	昭45. 2.27	144	20	5	1			170	29,464
72	41	" . 3.28	309	67	15				391	29,855
73	42	" . 4.25	(22) 82	(1) 6	3		1		92	29,947
74	43	" . 5.30	128	15	4				147	30,094
75	44	" . 6.27	77	16	4				97	30,191
76	45	" . 7.29	100	7	1				108	30,299
77	46	" . 8.29	(3) 48	8	5				61	30,360
78	47	" . 9.26	9						9	30,369
79	48	" .10.30	8						8	30,377
80	49	" .11.28	42	14	6	1			63	30,440
81	50	" .12.26	22						22	30,462
82	51	昭46. 1.30	3						3	30,465
83	52	" . 2.27	42	14	4	1			61	30,526
84	53	" . 3.27	121	5	1				127	30,653
85	54	" . 4.28			2				2	30,655
86	55	" . 5.29	49	3	1				53	30,708
87	56	" . 6.30	30	4					34	30,742
88	57	" . 7.31	5						5	30,747
89	58	" . 8.27	12	4					16	30,763
90	59	" . 9.29	36	9	1				46	30,809
計			(44) 23,839	(1) 6,022	(1) 703	240	(1) 5		30,809	

注 () は重複発令等により発令を取消されたものの数である。

(3) 死没者の状況

ア 陸海軍別、軍人・軍属等別死没者数

戦没者叙位叙勲発令のため「死没者叙位叙勲調査票」により10数項目にわたる基礎的事項を調査した。同調査票により死没者の状況をあらゆる角度から解析してみたが、その状況は次のとおりである。

なお、これは昭和46年9月末日までに県に回収された調査票によって分析したものであり、この集計からは約290件程度が除外されている。内訳は、他県在住者に対する勲章等伝達のため調査票送付中のもの約150件、厚生省申達済未発令約100件、市町村へ調査依頼中約20件、県において調査中等約20件となっている。

本調査による今次大戦（昭和12年7月7日支那事変以後）における本県本籍者の死没者数は33,196柱となっている。陸海軍別内訳は陸軍26,678柱（30.36%）、海軍6,518柱（19.63%）となっており、33,196柱のうちには女性101柱が含まれている。これを身分別にみると軍人が30,465柱（91.77%）、軍属2,354柱（7.09%）となり、軍人軍属以外（一般邦人であるが、旧満洲国等において戦闘に参加または軍に協力等により死没し、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の適用を受けた者）377柱（1.13%）となっている。

市町村別死没者数は別表資料第5のとおりであるが、2,000名以上の死没者を出したのは盛岡市の

みであるが、1,000名以上2,000名未満は6市を数え、500名以上1,000名未満は18市町村におよんでおり、町村の半数以上37町村が100名以上500名未満の死没者を出している死没者数100名未満は普代村1村のみであった。

終戦当時（昭和20年）の本県人口は1,227,789人となっており、この総人口の2.70%にあたり、100人中約2.7人が死没したことになる。

第3-29表 陸海軍別、軍人・軍属等別死没者数

	軍 人	軍 属	軍人軍属外	計	備 考
陸 軍	25,482	(36) 829	(58) 367	(94) 26,678	
海 軍	4,983	(7) 1,525	10	(7) 6,518	
計	30,465	(43) 2,354	(58) 377	(101) 33,196	

注 () は女子の死没者再掲である。

イ 死没年次別、地域別死没者数

今次戦争は、昭和12年7月7日から昭和20年8月15日までの8カ年の長期にわたり、その地域も、北はソ連、樺太、アリューシャンから南はニューギニア、オーストラリアまでの広範な地域に及んでおり時期、地域により死亡の状況が全く異なる。本県出身戦没者の死没の時期別および地域別にまとめたのが次の表である。

まず時期別にみると、支那事変第一次（昭和12.7.7～昭和15.4.29）期間には1,527名（4.60%）の死没者を数え、支那事変第二次期間（昭和15.4.30～昭和16.12.7）には945名（2.85%）で支那事変中の死没者はあわせて2,472名、全死没者の7.45%にとどまっている。

昭和16年12月8日以後昭和17年までのいわゆる大東亜戦争に突入の1年目は1,222名、昭和18年の2年目は2,582名と戦局が好転中は戦没者が、非常に少なかったが、第3年目即ち戦局が日増しに不利になっていった昭和19年には8,681名（26.15%）の多きを数え、昭和20年に入って終戦日8月15日までには13,370名で全戦没者の40.26%に及んでいる。

昭和20年8月16日以降も戦地における栄養失調あるいは、戦時中の病気または戦傷がもとで死没した方が4,869名（14.67%）の多きを数え、戦争の悲惨さがうかがえる。

今次の大戦は広範な地域にわたっていることは前に述べたとおりであるが、郷土出身者の地域別死没者をみると、比島が23.37%の7,760名で最も多くなっている。これは郷土部隊である第8師団と独立混成第58旅団が戦局不利となった昭和19年の7月に第8師団は満洲から転用され、第58旅団は同年6月弘前で編成され7月15日マニラに上陸して、熾烈な戦闘を行っており、第8師団が基幹となっていた振武集団の兵力8万人が、たった6千人に減った（郷土兵団物語）と伝えられている。つぎに死没者の多いのは、ニューギニア地域の5,543名（16.70%）となっている。ここには雪部隊が支那大陸から昭和18年の末に転用されており、郷土部隊である歩兵第222連隊もビヤク島の守備に任じており、昭和19年5月27日米軍が上陸してから日本軍が8月末最後の突撃を敢行するまで多くの戦死者を出している。

支那大陸においては4,130名（12.44%）が、本土（戦地において戦傷病を受け本土において療養中死亡等）においては3,813名（11.49%）となっている。昭和20年8月9日ソ連参戦による死没者の数

第3-29表 死亡の時期別地域別死没者数 (陸海計)

	① 12.7.7 15.4.29	② 15.4.30 16.12.7	③ 16.12.8 17.12.31	④ 18.1.1 18.12.31	⑤ 19.1.1 19.12.31	⑥ 20.1.1 20.8.15	⑦ 20.8.16 以降	計
㉞ ソ連・樺太				5	3	66	1,206	1,280
① 満洲	201	96	102	(2) 117	(3) 105	(9) 736	(28) 1,074	(42) 2,431
㉟ 朝鮮	5	4	3	5	78	(2) 43	(4) 191	(6) 329
㊱ 支那	(1) 1,035	(1) 520			(2) 706		(2) 680	(6) 4,130
④ 千島	1	2	3	411	59	51	17	544
⑤ アリューシャン			(1) 263	(2) 368	(1) 499	(30) 909	(4) 1,195	(38) 3,813
⑥ 本土	277	302	81	215	390	356	15	1,064
⑦ 本土周辺海面	2	5	1	3	126	367	17	515
⑧ 硫黄島小笠原	1		1	58	603	5		667
⑨ 沖縄			1	4	321	124	23	484
⑩ 台湾	2	6	4	42	1,082	6,364	227	7,760
⑪ 比島	1	4	40	(4) 286	(2) 1,287	(1) 497		(7) 2,164
⑫ 南洋群島	1	2	40	60	448	507	(1) 140	(2) 1,234
⑬ 印度支那等大陸	1	2	76	247	3,193	1,931	107	5,543
⑭ ニューギニア		1	64	509	326	136	27	1,238
⑮ ソロモン諸島		1	239					
計	(1) 1,527	(1) 945	(1) 1,222	(8) 2,582	(8) 8,681	(43) 13,370	(39) 4,869	(101) 33,196

注 () 内は女子再掲である。

第3-30表 死亡の時期別地域別死没者数 (陸軍)

	① 12.7.7 15.4.29	② 15.4.30 16.12.7	③ 16.12.8 17.12.31	④ 18.1.1 18.12.31	⑤ 19.1.1 19.12.31	⑥ 20.1.1 20.8.15	⑦ 20.8.16 以降	計
㉞ ソ連・樺太				3	3	62	1,202	1,270
① 満洲	199	96	100	117	105	734	1,073	2,424
㉟ 朝鮮	5	3	2	5	78	22	191	306
㊱ 支那	990	515	295	288	642	577	571	3,878
④ 千島	1	1	3	408	43	35	16	507
⑤ アリューシャン	236	269	229	300	398	655	944	3,031
⑥ 本土	2	1		6	23	30	8	70
⑦ 本土周辺海面					8	90	11	109
⑧ 硫黄島小笠原			1		27	581	5	614
⑨ 沖縄			3	4	282	74	18	385
⑩ 台湾		4	29	27	450	5,781	204	6,492
⑪ 比島		1	2	27	276	273	27	605
⑫ 南洋群島			55	47	324	371	118	917
⑬ 印度支那等大陸	1	1	17	171	3,059	1,877	90	5,214
⑭ ニューギニア			113	419	218	96	10	856
⑮ ソロモン諸島								
計	1,434	891	849	1,822	5,936	11,258	4,488	26,678

第3-31表 死亡の時期別地域別死没者数 (海軍)

	① 12.7.7 15.4.29	② 15.4.30 16.12.7	③ 16.12.8 17.12.31	④ 18.1.1 18.12.31	⑤ 19.1.1 19.12.31	⑥ 20.1.1 20.8.15	⑦ 20.8.16 以降	計
㉞ ソ連・樺太				2		4	4	10
① 満洲	2		2			2	1	7
㉟ 朝鮮		1	1			21		23
㊱ 支那	45	5	10	22	64	103	3	252
④ 千島		1		3	16	16	1	37
⑤ アリューシャン	41	33	34	68	101	254	251	782
⑥ 本土		4	81	209	367	326	7	994
⑦ 本土周辺海面			1	3	118	277	6	406
⑧ 硫黄島小笠原	1				31	22		53
⑨ 沖縄					39	50	5	99
⑩ 台湾	2	2	1		632	583	23	1,268
⑪ 比島	1	3	11	15	1,011	224	24	1,559
⑫ 南洋群島	1	2	38	259	124	136	22	317
⑬ 印度支那等大陸		1	21	13	134	54	17	329
⑭ ニューギニア		1	47	76	108	40	17	382
⑮ ソロモン諸島		1	126	90				
計	93	54	373	760	2,745	2,112	381	6,518

も多く満洲2,431名(7.32%)、ソ連、樺太1,280名(3.86%)となっており、特にソ連、樺太の死没者はほとんどが終戦後であり、これは抑留期間中の栄養失調等による死没者が多い。本土最後の決戦場である沖縄では667名(2.01%)を数え、また、千島、アリューシャン地域は544名でこのうちには、昭和18年5月30日アツツ島玉砕戦没者多数が含まれている。

戦後26年を経た今日戦時中の公務傷病により、いまなお療養をつづけているかたが多数おり、さらに療養中に戦時中の受傷病により死亡されるかたがまだまだ後をたたない。

ウ 生年の時期別死没者数

生年の時期(年令別)死没者数は次表のとおりである。明治44年以前(終戦時35歳以上で現在60歳以上)に出生した者が4,668名で全死没者の14.12%を数え、明治45年から大正5年(終戦時30~34歳で現在55歳~59歳)間に生れた者は5,479名(16.51%)、大正6年~大正10年(終戦時25歳~29歳で現在50歳~54歳)出生の方が最も多く13,656名(41.14%)となっている。大正後半11年~昭和元年(終戦時20歳~24歳で現在45歳~49歳)の者は8,729名(26.28%)で、大正生れが全体ではおおよそ84%の27,800余名となっており、大正生れの犠牲において今次戦争が行なわれたことは注目すべきことである。政界、経済界等あらゆる分野で大正生れが不在といわれるのも、こういうところに基因しているものと思われる。終戦時19歳以下(現在44歳以下)の昭和2年以降に生まれた方も2.00%の664名が死没している。

陸海軍別にみた場合、海軍関係の死没者は明治44年以前に生まれた方が20.62%で陸軍の12.46%よりかなり比率が高い。これは軍属(主として徴用船の船長、乗組員と思われる)に高齢者が多かったことによるものと思われる。また、終戦時20歳~24歳代の比率が32.29%で陸軍の24.81%に比し高い率を示している。これは海軍は艦船乗組ということに基因する特殊事情によるものと思われる。(明治45年~大正10年までの陸軍でいう予備役、後備役に該当する年齢層が少いことからうかが

える)。昭和2年以降の若年層では海軍関係が6.52%と陸軍関係よりその比率が高く、実数においても陸軍239名のおおよそ2倍の425名となっている。

第3-32表 生年の時期別死没者数

		明治44年	明治45年	大正6年	大正11年	昭和2年	計
		以前	大正5年	大正10年	昭和元年	以降	
陸軍	軍人	2,960	4,348	11,703	6,418	53	25,482
	軍属	259	187	163	135	85	829
	軍人軍属以外	105	47	43	71	101	367
	計	3,324	4,582	11,909	6,624	239	26,678
海軍	軍人	845	615	1,440	1,793	290	4,983
	軍属	495	281	307	310	132	1,525
	軍人軍属以外	4	1		2	3	10
	計	1,344	897	1,747	2,105	425	6,518
計	軍人	3,805	4,963	13,143	8,211	343	30,465
	軍属	754	468	470	445	217	2,354
	軍人軍属以外	109	48	43	73	104	377
	計	4,668	5,479	13,656	8,729	664	33,196

エ 死亡区分別死没者数

死没者の死亡区分別死没状況は次表のとおりである。戦死（野戦病院またはこれに準ずる機関に収容せられるまでに死亡したものは全死没者の65.71%にあたる21,812名となっている。陸海別にみると陸軍62.74%に対し海軍は77.88%となって海軍の率が高い。これは、海の上で艦船と運命を共にする結果であろう。戦傷死（野戦病院またはこれに準ずる機関に収容せられたる後、直接、戦傷により死亡したもの）者は、566名（1.71%）にとどまり、戦病死（戦病L戦地、事変地勤務に従事中公務に因り受傷またはり患した傷い又は疾病Lにより死亡したもの）8,215名（24.74%）となり、死没者4人に1人は病気により死没していることになる。死亡（戦傷死、戦病死を除く公務に因り受傷またはり患した傷い、または疾病に因り死亡したもの）は2,603名（7.84%）となっている。

第3-33表 死亡区分別死没者数

		戦死	戦傷死	戦病死	死亡	計	摘要
		陸軍	軍人	16,306	418	7,228	1,530
	軍属	428	14	247	140	829	
	軍人軍属以外	3		26	338	367	
	計	16,737	432	7,501	2,008	26,678	
海軍	軍人	3,940	86	428	529	4,983	
	軍属	1,133	48	285	59	1,525	
	軍人軍属以外	2		1	7	10	
	計	5,075	134	714	595	6,518	
計	軍人	20,246	504	7,656	2,059	30,465	
	軍属	1,561	62	532	199	2,354	
	軍人軍属以外	5		27	345	377	
	計	21,812	566	8,215	2,603	33,196	

オ 陸海軍別階級別死没者数

階級別死没者は次表のとおりである。将官は陸軍1海軍3の計4名となっており、佐官は陸軍74、海軍28、計102名で将官佐官あわせて106名となり、軍人戦没者の0.35%となっている。尉官は陸軍757名海軍247名の計1,004名、また、准士官は陸軍506名海軍357名の計863名、尉官と准士官あわせて1,867名となり軍人戦没者の6.13%となっている。下士官としての死没者数は12,045名で39.53%にあたり、兵は54.00%の16,447名にのぼっている。陸海軍別の差は陸軍においては56.19%が兵であるのに対し、海軍は42.73%で死没軍人の半数にみえない。これは海軍の現役期間が陸軍より1年長いこと等により死亡後下士官に進級したものが多いためと、陸軍のように兵員の新規補充が多く行なわれなかったことによるものと思われる。

第3-34表 陸海軍別階級別死没者数

区	分	陸軍	海軍	計	備考
		将官	大 将 中 将 少 将	1 1	
佐官	大 佐	3	2	5	
	中 佐	16	4	20	
	少 佐	55	22	77	
尉官	大 尉	224	43	267	
	中 尉	284	74	358	
	少 尉	249	130	379	
准士官	見習士官	15	3	18	
	准尉 (兵曹長)	491	354	845	
下士官	曹長 (上等兵曹)	1,263	479	1,742	
	軍曹 (一等兵曹)	1,523	675	2,198	
	伍長 (二等兵曹)	7,041	1,064	8,105	
兵	兵長 (水兵長)	8,596	842	9,438	
	上等兵 (上等水兵)	4,460	1,105	5,565	
	一等兵 (一等水兵)	1,166	165	1,331	
	二等兵 (二等水兵)	95	18	113	
計		25,482	4,983	30,465	

カ 位階勲等別叙位叙勲者数

今次の戦争に関する勤務に従事し、これに関連する傷病により死没した者33,196名（昭和46年9月末現在で集計の対象となった者）のうち叙勲された戦没者は30,652名（叙位叙勲発令者は、昭和46年9月29日叙位第59回、叙勲第90回発令までで30,809名となっているが、遺族が他県在住につき、勲章等伝達のため現住地県に調査票を送付中であり、集計できなかった者が157名ある。）で陸海軍別では、

陸軍24,361名、海軍6,291名となり、軍人軍属別では、軍人28,081名、軍属2,219名、軍人軍属以外352名となっている。

昭和22年4月26日連合軍総司令部の意向により事務打切りとなるまでに、叙勲の発令が行なわれ、勲章および御沙汰書を授与したが勲記を授与しなかった者、あるいは、叙勲発令の内部手続を完了した旨の通知を行なった者（内報済者）は約10,000名で、約21,000名は今回新に詮議（上申未了者）発令された者である。

叙勲内則（明治25年12月28日送乙第3007号内達）第4条に「勲一等旭日章以下及宝冠章ハ勲功顕著ナル者ニ叙賜ス」とあり、また、第5条に「勲一等瑞宝章以下勲功又ハ積年勲勞アル者ニ叙賜ス」となっており、それぞれ戦没者が当時担任していた職責、戦争に関する勤務の長短等により、旭日章、宝冠章および瑞宝章に区分され叙賜されたのであるが、本県の叙賜者で、旭日章を賜った方は29,055名（94.79%）となっており、女子に叙賜される宝冠章を賜った方は25名で、瑞宝章を授与された方は女子66名を含め1,556名となっている。

さらに勲等別に叙賜状況をみるとまず旭日章は勲一等から八等まですべての勲等を叙賜されており、勲一等1名、勲二等1名で勲一等旭日大授章叙賜者は海軍中將の方であり、勲二等旭日重光章叙賜者は陸軍中將の方である。旭日章を授与されたかたは前述のとおり29,055名であるが、その75.26%にあたる21,868名が勲八等に叙せられ、勲七等は5,939名（20.44%）である、勲六等以上は1,248名で旭日章全体の4.30%にすぎない。また、瑞宝章についてみると1,556名のうち1,378名の88.56%が勲八等となっており、勲七等は140名（9.00%）で、勲六等以上は38名（2.44%）となっている。

宝冠章叙賜者はわずかに25名で勲七等2名、勲八等は23名である。

今次の戦争に関する勤務に従事し、これに関連して死没した軍人軍属等のうち、その者の功勞に応じた最高の勲章が、生前すでに授与されているため、昇叙されない者に対しては、大東亞戦争軍人軍属死没者賞賜内規の規定により、銀杯または木杯を賜与されるが本県の該当者は16名と予想され、昭和46年9月までに16名全部が発令されている。

今次の戦争に関する勤務に従事し、これに関連して死没した軍人軍属等で今次叙勲非該当者は2,246名で、遺族調査中等未進達が298名分ある。今次の大戦とは昭和12年7月7日以降のいわゆる支那事変からで、叙勲の対象もこの期間からの死没者となっているが、昭和15年4月29日までに死没した者にすでに死没時点、または昭和15年4月29日づけをもって行賞叙勲が行なわれているため、今次叙勲は行なわれないものの数は1,525名である。その他勤務の態様、死没の時期等により今次叙勲非該当者は約721名ほどあった。

叙位についても、叙位発令の内部手続を完了した旨の通知を行なった者に対しては当該通知に係る位記を、その他の戦没者であって、死没時に叙位の資格を有すると認められるものに対しては、当時の叙位の基準により位記が授与される。本県死没者で位を賜った者は909名で、このうち4名は叙位のみとなっており、905名は叙勲とあわせ賜った者である。

陸海軍別、軍人軍属別、位階勲等別叙位叙勲者数は次表のとおりである。

第3-35表 位階勲等別叙位叙勲者数

()は女子再掲

種別	勲等	軍人軍属別			計	陸海軍別		備考	
		軍人	軍属	軍人軍属外		陸軍	海軍		
叙	旭日章	1			1		1		
	一二	1			1	1			
	三	11			11	7	4		
	四	53	2		55	38	17		
	五	200	10		210	144	66		
	六	920	50		970	715	255		
	七	5,533	404	2	5,939	4,285	1,654		
	八	20,271	1,587	10	21,868	17,917	3,951		
	計	26,990	2,053	12	29,055	23,107	5,948		
	勲	瑞宝章							
三		2			2	2			
四		5			5	4	1		
五		27	3	1	31	23	8		
六		110	18	12	140	101	39		
七			(14)	(52)	(66)	(66)			
八		931	120	327	1,378	1,092	286		
計		1,075	141	340	1,556	(66) 1,222	334		
宝冠章		六		(2)		(2)	(2)		
		七		2		2	2		
	八		(23)		(23)	(16)	(7)		
計		(25)		(25)	(18)	(7)			
賜杯	16			16	14	2			
合計	28,081	2,219	352	30,652	24,361	6,291			
叙	正								
	三	1			1		1		
	四	3			3	2	1		
	五	11			11	9	2		
	六	234	3		237	200	37		
	七	300			300	204	96		
計	549	3		552	415	137			
位	従								
	三	3	1		4	2	2		
	四	7			7	5	2		
	五	64	2		66	47	19		
	六	276	4		280	224	56		
	計	350	7		357	278	79		
合計	899	10		909	693	216			

11 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法

(昭和40年法律第100号)

(1) 法律の趣旨

この法律は、公務に起因する傷病等により昭和16年12月8日以後死亡した戦傷病者戦没者遺族等援護法に規定する軍人軍属および準軍属の遺族で、遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した者等に対し、同一の戦没者につき恩給法による公務扶助料、遺族等援護法による遺族年金、その他これらに相当する給付の受給権を有する者がいない場合に、国として弔慰のため特別弔慰金を支給しようとするものである。

(2) 概要

特別弔慰金の支給要件は、基準日を昭和40年4月1日とし、同日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定により弔慰金の支給を受けたもの（公務に起因する傷病等により昭和16年12月8日以後に死亡した遺族等援護法に規定する軍人、軍属および準軍属の遺族）、または受給権を取得したもので同一の戦没者に関し本人または他の遺族が基準日において、公務扶助料、遺族年金、その他これ等に相当する給付を受ける権利を有する者がいない場合に支給されるものであるが、同日までに戦没者と親族関係が終了している者には支給されない。

また、特別弔慰金を受ける権利を有するものが死亡した場合においては、その死亡した者が死亡前に特別弔慰金の請求をしていないときは死亡した者の相続人が自己の名で死亡した者の特別弔慰金を請求することができる。

特別弔慰金の額は3万円であり10年以内に償還すべき無利子の記名国債をもって交付される。

なお、本法制定後の法律改正により、支給の範囲が拡大され遺族等援護法の規定による弔慰金の支給を受けなかったものであっても死亡した者の死亡の当時、その者と生計関係を有していたもの、または基準日において遺族以外の者の養子もしくは婚姻したものであっても、同日までに離縁または婚姻関係が消滅し、死亡した者の死亡当時称していた氏に復していた者には特別弔慰金が支給されることに改善され、さらに生計関係の要件が撤廃される等支給の範囲が逐次拡大されている。

この法律による特別弔慰金の請求は各々支給の条件はあるが、妻、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序により戦没者1人について先順位者1人が請求するものである。

なお、特別弔慰金を受ける権利は、3年間行なわなうときは時効によって消滅するものであり、裁定事務に関しては厚生大臣に属する権限を政令の定めるところにより、死亡した者の死亡当時における本籍地都道府県知事（旧国家総動員法にもとづく被徴用者等の場合はその者の死亡の原因となった傷病の生じた当時配置され、または出動していた工場、事業場等の所在地都道府県知事）が委任を受け、その事務を行なうものである。

(3) 処理の状況

この法律による特別弔慰金は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定により、死亡した者の死亡に関し、その遺族が弔慰金の支給を受けたか、または受給権を取得した遺族があつて、昭和40年4月1日において年金たる給付を受けている者、または受給権を有する者がいない場合この法律に定める遺族の

うち先順位者1人に対し支給されるものである。

特別弔慰金の請求権を有する遺族は主として、年金たる給付を受ける権利が消滅した戦没者の妻、成年に達した子または孫および兄弟姉妹であつて、父母、祖父母、入夫婚による妻の父母等が請求する場合は少数である。

この法律制定当時における本県裁定予想数は7,000件、翌年7月公布の法律改正による裁定予想数は3,200件、昭和44年8月公布の法律改正による裁定予想数は300件とそれぞれ推定し市町村および、岩手県遺族連合会の協力を得てその事務遂行を図ってきたところである。

法施行以来の年度別処理状況は次のとおりであり、市町村別処理状況は別表資料第15のとおりである。

第3-36表 戦没者等遺族特別弔慰金受付処理状況

年度別	受 付	処 理					未 処 理	
		送 付	取 下	裁 決	却 下	定 計		
昭 40	1,558	27	72	673		673	772	786
昭 41	2,342	57	179	1,655		1,655	1,891	1,237
昭 42	2,462	63	144	2,429	1	2,430	2,637	1,062
昭 43	1,456	122	65	1,950	35	1,985	2,172	346
昭 44	491	23	41	537	71	608	672	165
昭 45	76	4	16	124	9	133	153	88
計	8,385	296	517	7,368	116	7,484	8,297	—

12 旧勲章年金受給者に関する特別措置法

(昭和42年法律第1号)

(1) 法律の趣旨

旧金鵄勲章を受章した者は、明治27年以来年金を受給していたが、昭和16年に至り年金令が廃止となり、支那事変以降の金鵄勲章受章者には、一時賜金（記名国債）が授与されることとなった。この改正の際に、昭和15年4月29日前の金鵄勲章受章者には、なお旧令によることとして昭和21年勅令第176号をもって打ち切りとなるまで、すなわち昭和20年分までは年金を支給していたものである。

この法の趣旨は、旧金鵄勲章年金受給者がかつて受けていた経済的処遇が失われたという事情にかんがみ、その処遇の改善を図るために特別の措置として一時金10万円を支給することとしたものである。

(2) 援護の内容および経過の概要

この一時金支給の対象となる者は、昭和20年12月31日において旧金鵄勲章年金令により、年金を受ける権利を有していた者である。すなわち、明治27、8年戦役（日清戦争）、明治33年戦役（北清事変）、明治37、8年戦役（日露戦争）、大正3～9年戦役（第1次世界大戦）、昭和2、3年擾乱（済南事件）、昭和6～9年事変（満洲事変）、の武功により金鵄勲章を授与された者で昭和38年4月1日に日本国籍を有する者である。したがって、支那事変以後の武功により金鵄勲章を授与された者は、一時金支給の対象とはならないものである。また、この一時金支給対象者で、昭和38年4月1日以後に一

時金を受けないで死亡した場合には、死亡した者の相続人が一時金を請求できることとなっている。

この法律は、昭和42年1月18日、法律第1号として公布施行になったものであり、請求の期間は法施行後4年間となっているので、昭和46年1月17日までとなっている。

(3) 処理状況

この旧勲章年金受給者一時金は、該当者からの請求書提出により、総理府賞勲局において認定し、請求者本人に直接通知される。

昭和42年にこの業務を開始してから請求があり認定となった件数は177件であり、市町村別の件数は次のとおりである。

盛岡市 22	紫波町 1	室根村 2
釜石市 6	矢巾町 1	川崎村 3
宮古市 3	都南村 3	住田町 4
一関市 4	大迫町 2	三陸町 1
大船渡市 4	石鳥谷町 3	大槌町 3
水沢市 6	和賀町 1	山田町 1
花巻市 7	沢内村 4	岩泉町 3
北上市 9	金ヶ崎町 1	田老町 1
久慈市 4	胆沢町 1	川井村 2
遠野市 5	衣川村 4	軽米町 2
陸前高田市 9	平泉町 3	野田村 2
江刺市 11	花泉町 6	大野村 1
岩手町 1	千厩町 4	福岡町 3
雫石町 4	大東町 6	一戸町 3
葛巻町 1	藤沢町 1	安代町 1
西根町 2	東山町 3	金田一村 3
		合計 177

13 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法

(昭和42年法律第57号)

(1) 法律の趣旨

この法律は、過ぐる大戦においてすべての子、または最後に残された子を軍人軍属または準軍属として、戦闘その他の公務により失なった父母およびこれらの父母と同様の立場にある孫を失なった祖父母については、その最愛の子や孫を戦争で失ない、しかもそのために子孫が絶えたという特別の事情がある点にかんがみ、国としてこれらの者の精神的痛苦に対して特別の慰藉を行なうため、特別給付金を支給しようとするものである。

(2) 概要

この特別給付金は、昭和12年7月7日以後の公務上の傷病により死亡したもとの軍人軍属、または

準軍属であった戦没者の父母または祖父母であることにより昭和42年4月1日において、公務扶助料、特例扶助料、遺族年金、特例遺族年金、遺族給与金、旧令共済殉職年金、もしくは各省共済殉職年金を受ける権利を有する者、またはこれ等の給付を受ける資格を有する者のうち、戦没者の死亡当時その戦没者以外に子も孫もなかったもので、かつその後昭和42年3月31日までの間に自然血族たる子も孫も有するに至らなかった者に支給するものである。

特別給付金の額は10万円とし、5年以内に償還すべき無利子の記名国債をもって交付される。

特別給付金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者が死亡前に特別給付金の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は自己の名で死亡した者の特別給付金を請求することができる。

なお、本法制定後同法の改正により支給の範囲が拡大され、死亡した者の死亡の当時、その死亡した者以外の子または孫のうち、その遺族年金受給権者たる父母等と氏を同じくする子または孫がいなかった場合には特別給付金が支給されることとなった。

特別給付金を受ける権利は3年間行なわれないときは時効によって消滅するものであり、裁定事務に關しては厚生大臣に属する権限を政令の定めるところにより、死亡した者の死亡当時における本籍地都道府県知事(旧国家総動員法に基づく被徴用者等の場合はその者の死亡の原因となった傷病の生じた当時配置され、または出動していた工場、事業場等の所在地都道府県知事)が委任を受け、その事務を行なうものである。

(3) 処理の状況

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法は、昭和42年7月14日法律第57号をもって公布施行され、同年4月1日から適用されたものであるが、この法律の適用を受ける者は、戦没者の父母または祖父母であって、その支給要件は戦没者の死亡が日華事変(昭和12年7月7日)以後の負傷または疾病によるもので、その父母等が昭和42年4月1日(基準日)において当該死亡者の死亡に關し公務扶助料等年金たる給付を受ける権利を有するものであって、死亡した者の死亡の当時その者以外に子も孫もなく、かつ基準日の前日までに自然血族たる子も孫もないことを条件としている。したがって他家に嫁した子や他家に養子になった子等戸籍を異にしている子がある場合は除かれるものである。

なお、本法制定後において、法律の改正により戦没者死亡の当時、子または孫があってもその者は総べて父母等と氏を異にしており、かつその後離婚等により父母等と氏を同じくする者がいない場合は特別給付金を支給することとなった。また戦傷病者戦没者遺族等援護法等の改正により遺族年金等の受給権を取得した父母等に対しても同様の支給条件により特別給付金が支給されることに改善されている。

本法制定当時においてこの特別給付金を受ける権利を有する者の対象数については市町村の調査および県保有資料等により約180名と、その後の法改正による対象数を約120名とそれぞれ推定し、市町村および岩手県遺族連合会の協力を得てこの事務を取り進めているが法制定以来の年度別処理状況は次のとおりであり、市町村別処理状況は別表資料第15のとおりである。

第3-37表 戦没者の父母等特別給付金受付処理状況

年度別	受 付	処 理					未 処 理	
		送 付	取 下	裁 定		合 計		
				可 決	却 下			
昭 42	38	2		31		31	33	5
昭 43	61	2		61	2	63	65	1
昭 44	78	1		66	10	76	77	2
昭 45	24		2	21	2	23	25	1
計	201	5	2	179	14	193	200	—

14 引揚者等に対する特別交付金支給に関する法律

(昭和42年法律第114号)

(1) 法律の趣旨

ア 過般の大戦の終結に伴い、海外にあった多数の同胞が本邦に引揚げを余儀なくされることとなり、国はこれらの引揚者に対して種々援護更生の措置を講じてきたのであるが、これらの引揚者は外地に有していた財産を放置して、ほとんど無一物となって引き揚げざるを得なかったこと等から、これらいわゆる在外財産に対する処理の問題は、多年論議の対象とされてきたところである。

この間、国においては、昭和29年に設置された在外財産問題審議会の意見等を考慮し、昭和32年に引揚者給付金支給等の措置を講じたのであるが、この給付金支給等の措置は、引揚者とその全生活の基盤を失ったという特殊事情に着目し、主に引揚者の社会復帰に資するための措置であるということから、外地に残してきた財産の補償を要求するという形でなおその後も問題が残された状態にあった。

イ こうした実情から政府は、昭和39年に在外財産問題審議会を設置し、内閣総理大臣から在外財産問題の措置について諮問を行なったが、昭和41年11月にその答申がなされた。答申は、在外財産に対し国に法律上の補償義務はないという結論を与える一方、引揚者は、終戦に伴い長年住みなれた社会に居住できなくなり、外地において失ったものは通常の財物としての財産のみでなく、長年にわたりつちかかった社会的信用、生活上の利益、誇り、安らぎ等、人間として生活を営むうえで最も基本となる支えまでも一切失ったということに着目し、国が特別の政策的措置として引揚者等に対し特別交付金を支給することとしたものである。

(2) 援護の内容および経過の概要

この法律にいう引揚者とは次の要件を備えているものである。

ア 一般の引揚者 外地に昭和20年8月15日(終戦日)まで引き続いて1年以上生活の本拠を有しており、終戦によって発生した事態に基づきやむを得ず同日以降に本邦に引き揚げたもの。

イ ソ連参戦地域の引揚者 満洲、千島、樺太、北鮮等に昭和20年8月9日(ソ連参戦の日)まで、引き続き1年以上生活の本拠を有しソ連参戦により、やむを得ず同日以後、終戦日前に本邦に引き揚げたもの。

ウ 本邦滞在者 外地に終戦日まで引き続き1年以上生活の本拠を有していた者で、本邦に一時的に滞在中終戦となり、外地にもどることができなくなったもの。

エ 南洋群島の引揚者 日本のもと委任統治領であった南洋群島に昭和18年10月1日まで引き続き1年以上生活の本拠を有していた者で、戦争関連による緊迫事態に基づく政府要請により同日以後終戦日前に本邦に引き揚げたもの。

オ 連合国およびその領域をなしていた地域の引揚者 連合国、フィリピン諸島に昭和16年12月8日(開戦日)まで引き続き1年以上生活の本拠を有していた者、ならびに蘭領東印度諸島、英領マレイ半島および英領ボルネオに昭和16年8月1日まで引き続き1年以上生活の本拠を有しており、日本国政府と連合国政府との在留者相互交換合意あるいは政府の要請により、終戦日前に本邦に引き揚げたもの。

カ 満洲開拓民および日本政府の命令または要請による引揚者 満洲開拓民に関する根本方策に基づく開拓民および戦争に関連する緊迫した事態に基づく日本政府の命令または要請により外地に生活の本拠を有するに至ったものであると内閣総理大臣の認める者(移設工場施設の従業員と家族)で、外地に終戦日まで生活の本拠を有していた期間が1年未満のものでも1年以上あったものとみなす。

キ 北米合衆国、カナダ国地域からの送還者 連合国の在住者で交換船で引揚げしなかったため終戦後同国地域から送還されたもの。

ク 北方漁業季節労働者 昭和19年以前から昭和20年まで反復継続して1年のうち6カ月以上北方地域(千島、カムチャッカ、樺太等)において漁業労働に従事し、昭和20年8月9日以降に本邦に引き揚げたもの。

ケ 上記の(1)から(8)までに該当し、引き揚げてから死亡したものの遺族

コ 引き揚げ前の死亡者 外地に終戦日まで引き続き1年以上生活の本拠を有しており、終戦に伴い本邦に引き揚げることを余儀なくされるに至った後、外地で死亡したものの遺族

サ 受給権者について

(ア) 上記のいずれかに該当するもので、昭和42年8月1日において日本国籍を有するもの。

(イ) 死亡した引揚者の遺族の範囲は、死亡者の死亡当時における、配偶者、子、父母、孫に当るものである。ただし、配偶者については事実上婚姻関係にあった者を含むが、死亡者の2親等内の血族(近親者)以外の者の配偶者となった者、および昭和42年8月1日において近親者以外の者の養子となっている者は除く。また、子、孫については昭和42年7月31日以前に離縁により親族関係がなくなった者、および昭和42年8月1日において近親者以外の者の養子となっている者は除かれる。

(ウ) 遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫の順による。ただし、同順位の父母については養父母を先にし実父母を後にする。

(エ) 特別交付金を受けることのできる者が、請求をしないで死亡した場合、すなわち昭和42年8月1日以降に死亡した場合は、その者の民法上の相続人が請求できる。

シ 交付金の支給額について

支給の額は、終戦時の満年齢区分により、次表に示す額で、10年償還の国債をもって交付する。

特別交付金（引揚者）		特別交付金（遺族）	
年 齢	金 額	年 齢	金 額
50歳以上	160千円	50歳以上	112千円
35歳～49歳	100	35歳～49歳	70
25歳～34歳	50	25歳～34歳	35
20歳～24歳	30	20歳～24歳	21
20歳未満	20	20歳未満	14

終戦時あるいは政令で定める期日までの在外期間が8年以上になる者は、引揚者には1万円を、遺族には7千円を上記の額に加算する。

ス 時効について

昭和42年8月1日 法律第114号 請求期限昭和45年3月31日

昭和45年3月31日 法律第10号 請求期限昭和46年3月31日と改正

昭和46年3月31日 法律第25号 請求期限昭和47年3月31日と改正

(3) 処 理 状 況

昭和46年3月末における受付処理状況は次のとおりである。

第3-38表 引揚者特別交付金受付処理状況

			引 揚 者	遺 族	計	備 考
受 付 件 数	管 内 本 籍	管内居住	8,065	3,495	11,560	
		管外居住	4,923	1,828	6,751	
		小 計	12,988	5,323	18,311	
	管 外 本 籍 管 内 居 住	3,738	1,453	5,191		
合 計		16,726	6,776	23,502		
処 理 件 数	他 県 送 付		3,738	1,450	5,188	
	取 下		51	112	163	
	認 定	管内居住	7,920	3,283	11,203	
		管外居住	4,844	1,775	6,619	
数	計		12,764	5,058	17,822	
	可 決	却 下	160	143	303	
認 定 人 員		可 決	25,779	5,060	30,839	
		却 下	361	144	505	

15 定例未伝達勲章の伝達

(1) 本業務の趣旨

旧叙勲内則（明治25年12月23日裁可）により、昭和15年5月から昭和21年4月までの間に、定例叙勲の発令が行なわれた旧軍人軍属に対しては、支那事変行賞の事務が終了するまでということで、勲記に代えて仮記が授与されていた。これら仮記を授与された者の総数は全国で約50万人である。ま

た、このうち28万人については、諸種の事情により、勲章も授与されていなかったものである。

これら定例未伝達者の叙勲については、仮記の交付によって叙勲の正式手続を完了しており、勲記または勲章の伝達のみが未処理となっていたものである。この点については、すでに昭和38年7月12日付け閣議決定「生存者叙勲の開始について」の説明において「すでに叙勲の発令が行なわれたが、まだ勲記および勲章が伝達されていない者については、今後調査のうえ、処理するものとする」として事実上閣議の了解を得ていたものである。その実施時期については、戦没者叙勲事務が45年度をもって概了する見込であり、45年度から5カ年計画で定例未伝達者に対する勲記、勲章を伝達することとしたものである。

(2) 実施要綱について

昭和15年5月から昭和21年4月までの間に、定例叙勲の発令が行なわれた旧軍人、軍属で、支那事変行賞功績期間締切後ノ定例叙勲ノ取扱ニ関スル件（昭和15年5月7日閣議決定、裁可）に基づき、仮記および勲章を授与されたものおよび仮記は授与されたが諸種の事情により勲章を授与されなかったもの（以下「定例未伝達」という。）に対する勲記または勲章の伝達については、この要綱により実施する。

ア 定例未伝達者の数

勲記のみを伝達すべき者 約22万人

勲記および勲章を伝達すべき者 約28万人

イ 勲記の書式

昭和23年から同25年までの間において、文官等の定例未伝達者に対し伝達した勲記の書式の例による。

ウ 定例未伝達に係る叙勲（以下未伝達叙勲という）が2回以上発令された者または未伝達叙勲後に現行の春秋叙勲、死没者に対する叙勲もしくは戦没者叙勲によりさらに上級の勲章を授与された者の取扱い。

(ア) 勲記については、それぞれ発令ごとの未伝達に係る勲記を伝達するものとする。

(イ) 勲章については、最初の未伝達叙勲後、異種の勲章が授与された場合に限り、当初の勲章を伝達することとする。

エ 犯歴者の取扱い

定例未伝達者について、未伝達叙勲後その者に、勲章褫奪令（明治41年勅令第291号）の規定による褫奪に該当する事実があった場合は勲記または勲章を伝達しないこととする。

オ 伝達の方法

勲記または勲章の伝達は、勲章、記章、褒章等の授与および伝達式例（昭和38年7月12日閣議決定、裁可）第6条の規定に準じて行なうものとする。

(3) 事務処理期間

昭和45年度を初年度とし、5カ年計画で処理することとする。

（備考）この伝達事務については、都道府県および市町村に委託して行なうものとする。

第3-39表 旧定例叙勲未伝達勲章調 (全国)

	昭和15年 5月から	昭和16年	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年	昭和21年	昭和22年 3月まで	合 計	
旭 日 章	一 等	4	2	5	4	5	12	13	3	48
	二 等						1	2		3
	三 等	9	12	2	5	6	18	85	22	159
	四 等	8	8	1		1	2	118	8	146
	五 等		1			2				3
	六 等							1	6	7
	七 等	111	10		1	4	4	7	24	161
	小 計	132	33	8	10	18	37	226	63	527
瑞 宝 章	一 等	13	14	38	68	44	70	32	3	282
	二 等	91	157	163	217	137	217	126	29	1,137
	三 等	625	881	659	1,174	818	1,187	427	93	5,864
	四 等	807	1,198	1,167	2,755	1,747	2,347	1,675	588	12,284
	五 等	1,588	2,250	8,567	7,868	4,065	6,222	3,688	956	35,204
	六 等	3,723	7,676	6,540	14,867	14,996	20,151	17,811	4,296	90,060
	七 等	7,757	8,814	12,622	57,264	31,689	51,299	25,586	10,095	205,126
	小 計	21,966	28,738	5,863	9,822	11,075	26,890	33,135	11,859	149,348
合 計	36,702	49,761	35,627	94,045	64,589	108,420	82,706	27,982	499,832	

第3-40表 定例叙勲発令年月日一覧表

年→ ↓月	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
1月		13	14	15	18	25	30
2月		8	14	9	16	14	26
3月		11	10	9	7	22	31
4月		11	8	10	12	18	30
5月	17	9	12	11	17	17	
6月	10	7	3	9	13	30	
7月	13	8	8	14	13	25	
8月	16	9	19	16	15	26	
9月	11	13	8	11	12	29	
10月	15	7	10	9	12	30	
11月	4	11	12	11	15	29	
12月	12	12	9	20	20	24	

第4章 英霊の顕彰および慰霊

第1節 英霊の顕彰

1 靖国神社合祀

靖国神社は明治天皇の深い思召によって明治2年6月29日「東京招魂社」として九段坂上にたてられ、明治12年には御社号を「靖国神社」と改め、別格官幣社とされた。

御祭神はすべて祖国永遠の平和とその栄光を願いつつ日本民族をまもるために、尊い生命をささげられた方がたであり、明治2年6月に3,588柱をおまつりしたのを始めとして、維新前後の殉難者、佐賀の乱、西南役、日清戦役、33年清国事変、日露戦役、欧州大戦、済南事変、満州事変、支那事変および大東亜戦争に至るまで約240万余柱の御祭神をお祀りしてある。

この中には多くの軍人にまじって戦闘のためになくなった、文官、教師、生徒、宗教家、報道関係者、看護婦、船員、会社員等いろいろの職業のかたがたがあり、また、沖繩などでなくなれた年若い少年少女数百柱が含まれている。

本県本籍者の陸海軍別、合祀年次別合祀柱数は次のとおりである。

第4-1表 年次別身別靖国神社合祀柱数

(昭46.9.1現在)

合 祀 年 次	戦 役 (事 項)	陸 軍 人	海 軍 人	軍 人 軍 属	其 他	合 計
明 治 10年 11月	西南の役	22			6	28
" 11. 7	"	5				5
" 18. 5	朝鮮事変	1				1
" 24. 11	維新前後殉難者				2	2
" 28. 12	日清戦役	11		1		12
" 29. 5	"	5				5
" 31. 11	"	395		1		396
" 32. 5	"	3				3
" 32. 11	"	1				1
" 33. 5	"	2				2
" 34. 10	"	2				2
" 38. 5	日露戦役	39		14		53
" 39. 5	"	920		1		921
" 40. 5	"	259		11		270
" 41. 5	"	16		1		17
" 42. 5	"	20				20
" 43. 5	" 韓国暴徒鎮圧事件	8				8
" 44. 5	台湾土匪討伐				7	7
大 正 2年 10月	"				1	1
" 4. 4	" 大正三・九年役			15	3	18
" 5. 4	"			4		4
" 9. 4	支那鄭家屯事件	2		4		6
" 10. 4	台湾土匪討伐	2			1	3
" 14. 4	大正三・九年役	8		1		9
" 15. 4	"	1				1

合 祀 年 次	戦 役 (事 項)	陸軍 軍人	海軍 軍人	軍 属	その他	合 計
昭和 4年 4月	済南事变				1	1
" 7. 4	満州事变	3				3
" 8. 4	"	8			1	9
" 9. 4	"	92	3			95
" 10. 4	"	31				31
" 11. 4	"	14			1	15
" 12. 4	"	14	2		4	20
" 13. 4	支那事变	25	16			41
" 13. 10	"	7				7
" 14. 4	支那事变	44	3			47
" 14. 10	満州事变, 支那事变	54	1			55
" 15. 4	"	120	5			125
" 15. 10	"	127	5			132
" 16. 4	"	141	8			149
" 16. 10	"	269	5			274
" 17. 4	"	204	3			207
" 17. 10	"	173	5			178
" 18. 4	"	376	4			380
" 18. 10	満州事变, 支那事变, 大東亜戦争	263	9			272
" 19. 4	"	194	18			212
" 19. 10	"	215	102			317
" 20. 4	"	504	136			640
" 21. 4	支那事变, 大東亜戦争	449	169			618
" 22. 4	"	1,429	61			1,490
" 23. 5	大東亜戦争	1	402			403
" 25. 10	"		933			933
" 26. 10	満州事变, 支那事变, 大東亜戦争	2,681	739			3,420
" 27. 10	大東亜戦争		34			34
" 28. 10	"	1	74			75
" 29. 4	"		387			387
" 29. 10	支那事变, 大東亜戦争	2,746	32			2,778
" 30. 4	"	2,527	96			2,623
" 30. 10	"	1,281	94			1,375
" 31. 4	"	889	373			1,262
" 31. 10	大東亜戦争	1,918	79			1,997
" 32. 4	"	1,377	304			1,681
" 32. 10	支那事变, 大東亜戦争	2,880	1,015			3,895
" 33. 4	大東亜戦争	673	151		1	825
" 33. 10	"	696	56			752
" 34. 4	"	754	572			1,326
" 34. 10	支那事变, 大東亜戦争	387	27		34	448
" 35. 10	"	696	46		1	743
" 36. 10	大東亜戦争	144	41		1	186
" 37. 10	支那事变, 大東亜戦争	66	9			75
" 38. 10	"	50	4		8	62
" 39. 10	満州事变, 支那事变, 大東亜戦争	54	42			96
" 40. 10	"	172	2			174
" 41. 10	支那事变, 大東亜戦争	25	139		1	165
" 42. 10	"	48	50		11	109
" 43. 10	大東亜戦争	12	35		14	61
" 44. 10	満州事变, 支那事变, 大東亜戦争	63	13		12	88
" 45. 10	大東亜戦争	23	14		30	67
合 計		26,642	6,371		140	33,153

(靖国神社調べ)

2 岩手護国神社合祀

岩手護国神社は、最初招魂社と称し、明治天皇の畏き思召しにより、明治維新国事に殉ぜられた勤王の志士を奉祀するに始り、本県においては明治2年11月政府の命により時の県令島惟精氏が、目時隆之進政明命、中島源蔵常明命の2柱を主神として東中野茶畑に建立して創祀した。次いで明治9年4月、さらに志士三好監物清房命外7柱を合祀して社号も官祭岩手招魂社と改められた。明治14年に至り社殿を市の中央旧内丸公園（元知事公舎附近）瓢箪山ひょうたんに移し祭祀を続けられたが同39年内丸公園の廃止により同年11月志家盛岡八幡宮境内に移転したが、後に社殿の御造営と境内の拡張に伴って昭和13年4月30日現在の地に御遷座され、翌14年4月1日内務省令により社号を岩手護国神社と改称され、爾来大東亜戦争までの殉国の諸神霊を奉斎申し上げ100年の間連綿として祭祀を続けられ御祭神の数は36,358柱（45. 5. 2現在）を奉祀して今日に至っている。

創始以来の年次別、合祀理由別合祀者数は次のとおりである。

第4-2表 岩手護国神社合祀祭神数

合 祀 年 月 日	合 祀 理 由	柱 数	累 計
明治 2年 11月 2日	目時隆之進外1柱	2	2
明治 9. 12	維新殉難者	8	10
不 詳	西南役	54	64
不 詳	明治27, 8年戦役	408	472
不 詳	明治37, 8年戦役	1,250	1,722
大 正 5年 4月 30日	"	8	1,730
"	台湾土匪討伐	8	1,738
"	大正3年戦役	21	1,759
大 正 15. 月 日	露領(シベリア出兵)	1	1,760
昭 和 4. 4	第1遣外艦隊漢口陸戦隊	1	1,761
" 7. 4	満州事变	3	1,764
" 8. 4	"	9	1,773
" 9. 4	"	95	1,868
" 10. 4	"	31	1,899
" 11. 4	"	15	1,914
" 12. 4	"	19	1,933
" 13. 4	満州事变, 支那事变	41	1,974
" 14. 4	支那事变	54	2,028
" 15. 4	"	155	2,183
" 16. 4	"	281	2,464
" 17. 4	支那事变, 大東亜戦争	272	2,736
" 18. 4	"	755	3,491
" 19. 4	"	478	3,969
" 20. 4	"	300	4,269
" 21. 4 28	大東亜戦争	617	4,886
" 22. 5 10	"	30,905	35,791
" 31. 5 2	"	102	35,893
" 35. 10 9	"	34	35,927
" 38. 5 2	"	94	36,021
" 39. 5 2	"	18	36,039
" 40. 5 2	"	44	36,083
" 41. 5 2	"	99	36,182
" 42. 5 2	"	9	36,191
" 43. 5 2	"	33	36,224
" 44. 5 2	"	99	36,323
" 45. 5 2	"	35	36,358

(岩手護国神社奉賛会調べ)